

平田高校魅力化コンソーシアム設置要綱

(設置)

第1条 地域の子供たちにどのように育ってほしいのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを、地域と高校とが主体的・創造的な対話を行いながら協働で策定し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」の実現を目的とした協働体制として、「平田高校魅力化コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という)を設置する。

(所掌事項)

第2条 コンソーシアムは、次に掲げる事項について所掌する。

- 一 平田高等学校と地域との協働ビジョン及び学校経営の基本方針に関すること。
- 二 平田高等学校と地域との協働活動に関すること。

(組織)

第3条 コンソーシアムは平田高等学校と地域との協働活動に関わる人材及び団体により構成される。

- 2 コンソーシアムには役員会を置くこととし、役員会は10人程度で組織する。
- 3 コンソーシアムには連絡調整を行う事務局を置く。

(役員)

第4条 役員会の役員は校長が委嘱する。

- 2 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長及び事務局長)

第5条 役員会に会長及び副会長を置き、役員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、役員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 必要に応じて専門部会を設けることができ、役員が所属すると共に、別途、部員をおくことができる。
- 5 会長は事務局員より事務局長を選任する。

(会議)

第6条 役員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員は自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- 5 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第7条 校長は、次の各号で掲げる事項について役員会の承認を得るものとする。

- 一 経営計画に関する事項
- 二 予算の編成及び執行に関する事項
- 三 校長が、地域の住民、保護者、その他関係者に対して、学校の運営に関する必要な協力を求める事項

(協働活動の実施)

第8条 コンソーシアムの構成員は魅力ある学校づくりに取り組むため、以下のいずれかの活動を行う。

- 一 学校の諸活動の支援に関する事項
 - 二 学校と地域との協働活動の支援に関する事項
 - 三 学校経営・運営にかかる対話や熟議及び学校評価に関する事項
 - 四 家庭教育の支援に関する事項
 - 五 外部との連携及び調整に関する事項
 - 六 情報発信の支援に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、学校運営について役員会が必要と認める事項
- 2 委員は前条の活動に関わる事項について、役員会に対して意見を述べることができる。また、役員会は、前条の活動の円滑な推進のための連絡・調整・支援を行うこととする。

(庶務)

第9条 コンソーシアムの庶務は、平田高等学校事務室に事務局をおき、事務局員において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長が校長との協議により別に定める。

附則 この要綱は令和元年5月8日より施行する。